

第20回 宇陀市子ども・子育て会議資料



令和5年11月27日
宇陀市 こども未来課

目 次

1. 事業報告

(1)教育・保育提供体制の見込みに対する実績及び状況について

(2)子育て支援13事業の利用実績等状況について

2. 「第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

(1)子ども・子育て支援事業計画について

(2)近年の子育てに関する国の動向について

(3)策定の過程について

(4)子育てに関するアンケート調査について

(5)年間スケジュールについて

3. 宇陀市立榛原地域就学前施設こども家庭センター建設について

4. 『子ども第三の居場所』宇陀ほっとスペース「つどい」について

Ⅰ 教育・保育提供体制の見込みに対する実績及び状況について

保育所（園）・幼稚園・認定こども園の状況

R5の市内こども園（保育認定）・保育所は、5か所、定員数は485人です。しらゆり保育園がR4年4月から30人定員を増やし定員180人になりました。こども園（保育認定）・保育所の入所者数は、合計355人です。こども園（教育認定）・幼稚園については、幼稚園2園、認定こども園3園、幼稚園の定員155人に対し園児数は74人、認定こども園は定員数115人に対し園児数は57人です。

また、全体計画値による入所者数は、保育認定の実績は見込みを上回っており、教育認定の実績は見込みを下回っています。

■保育所（園）、幼稚園、認定こども園の定員及び入所者数

【単位：人】

				R1	R2	R3	R4	R5	R6
保育所	公立	菟田野保育所	定員数	130					
			入所者数	33					
		榛原北保育園	定員数	100	100	100	100	100	100
			入所者数	92	89	94	87	87	—
	私立	しらゆり保育園	定員数	150	150	150	180	180	180
			入所者数	140	139	131	128	127	—
こども園 (保育認定)	公立	大字陀こども園	定員数	90	90	90	90	90	90
			入所者数	79	83	81	65	61	—
		室生こども園	定員数	60	60	60	60	60	60
			入所者数	40	43	41	41	32	—
		菟田野こども園	定員数		55	55	55	55	55
			入所者数		37	37	39	48	—
こども園 (教育認定) 幼稚園	公立	大字陀こども園	定員数	70	70	70	70	70	70
			入所者数	65	43	33	24	29	—
		室生こども園	定員数	30	30	30	30	30	30
			入所者数	14	15	15	10	8	—
		菟田野こども園	定員数		15	15	15	15	15
			入所者数		13	25	25	20	—
		榛原幼稚園	定員数	70	70	70	70	70	70
			入所者数	64	81	63	55	49	—
		榛原東幼稚園	定員数	85	85	85	85	85	85
			入所者数	53	46	38	32	25	—

R1～R4→年度末の人数、R5の人数は→9月末の人数

2 子育て支援 | 3 事業の利用実績等状況について

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、情報提供・相談支援等に加えて、予防的な効果も期待されることから、各地域に1か所相談窓口の設置を目指します。

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
見込み	箇所数	4	5	5	5	6	7
実績	箇所数	3	5	5	5	(6)	(7)

R2年度から、子育て支援センターすくすく(菟田野)、認定こども園(大宇陀・室生・菟田野)の4箇所と中央保健センターにおいて実施しています。榛原地域は、就学前施設(認定こども園)が未整備のため未設置となっています。

令和3年11月から、市役所こども未来課内に「子ども家庭総合支援事業拠点」を設置し、全ての子ども及びその家庭、妊産婦等に対し、必要な支援を行っています。

令和5年10月から相談支援センター心境で、また、令和6年度からは大和育成園において専門職員を配置し相談種別に応じた利用者支援事業が開始されます。

(2) 延長保育事業

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。現状、公立保育施設では事業を実施しておらず、私立保育園1園のみで実施しています。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6	提供施設	確保の方策
利用人数	見込み	105	73	69	63	58	56	私立保育園 園で対応	私立保育園及びファミリー・サポート・センター事業にて対応
	実績	42	55	38	48	-	-		

※延長保育とは、保育標準時間(7:30~18:30)を超える、7:00~7:30と18:30~19:30の保育をいいます。

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童が、学童保育室を利用するものです。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
在籍児童数	見込み	208	218	210	212	240	254(295)
	実績	210(238)	209(246)	208(233)	238(251)	232(284)	—
箇所数	見込み	7	7	7	7	7	8
	実績	7	7	7	7	8	—

資料:実績児童数は3月31日時点の数値 ()は、4月1日現在の数値

令和5年4月に榛原西小学校学童保育室を開設し、定員を20人増、榛原小学校学童保育室の定員を10人減したため全体は285人から295人へ拡大しています。保護者の働き方や家族構成の変化から、入室希望者は、増加傾向となっています。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。県内児童福祉施設と委託契約により、受け入れ体制を整備しています。養育が一時的に困難となった場合のニーズにも対応可能となっています

単位：件		R1	R2	R3	R4	R5	R6
見込み	利用人数	0	8	8	7	7	7
実績	利用人数	0	0	0	0	(4)	—

※現在県内7箇所、県外1か所の施設と契約を締結しています。

令和5年度から新規契約した県外施設は、子どもの預かりだけでなく保護者も一緒に利用が可能であり、今後DV時の支援にも有効活用できる施設として継続して契約を締結する予定です。

(5) 地域子育て支援拠点事業

子育ての不安感、負担感を軽減するため、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人、箇所		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	1,783	2,417	2,348	2,263	2,140	2,047
	実績	2,235	1,337	1,230	1,539	—	—
設置箇所	見込み	3	4	4	4	4	4
	実績	3	4	4	4	(4)	—

子育て支援センターすくすく（菟田野）、認定こども園3園（大宇陀・菟田野・室生）の4か所で実施しており、榛原地域における就学前施設の整備については現在検討段階です。R4は、コロナ禍の影響と出生数の減少に伴い、見込み数を下回りました。

(6) 一時預かり事業（1号認定対象）

通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業です。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	5,656	4,679	4,264	3,797	3,434	3,351
	実績	5,384	3,022	3,635	2,838	—	—

大宇陀・室生・菟田野こども園、榛原・榛原東幼稚園、の5園で幼児教育在園児を対象とした一時預かりとなります。R4は、コロナ禍の影響と出生数の減少に伴い、見込み数を下回りました。

(7) 一時預かり事業（未就園児等）、短期支援事業（トワイライトステイ）等

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、こども園等で一時的に預かる事業を一時預かり事業といいます。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	1,681	1,475	1,353	1,217	1,107	1,070
	実績	1,109	784	805	724	—	—
(内訳) 一時預かり(未就園児)		833	779	805	696	—	—
(内訳) ファミサポ(未就学児)		276	5	0	27	—	—
(内訳) トワイライトステイ		0	0	0	1	—	—

大字陀・室生・菟田野の各こども園、榛原北保育園、しらゆり保育園で未就園児及び幼児教育の園児を対象とした一時預かりとなります。R4は、コロナ禍の影響と出生数の減少に伴い、見込み数を大きく下回りました。

(8) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	20	17	16	15	13	13
	実績	3	1	0	0	—	—
箇所数		1	1	0	0	—	—

平成27年4月より病後児保育室「りすぐみ」（大字陀こども園）を開設しています。R3より利用人数はコロナ禍の影響で0人でした。令和元年からR5にかけて、見込み値とは大きく乖離が見られます。

(9) 妊婦に対する健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査の費用の一部を助成する事業です。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数 (妊娠届出数)	見込み	129	98	94	91	84	81
	実績	121	91	86	97	—	—

本市では、上限を100,000円として、妊娠中に受診する14回の妊婦健康診査受診料を補助します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。本市では、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」という名称で実施しています。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	129	103	99	96	89	86
	実績	106	84	74	66	—	—

コロナ禍における出生数の減少に伴い訪問件数は見込み数を下回りました。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを原則自宅で預かる相互援助活動です。（就学児実績）

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	17	20	19	18	17	16
	実績	24	0	1	18	—	—

事業の利用状況は、参観日や公的事業の援助が多く、個人の援助によるものについては、少数です。R2、R3はコロナ禍の影響で参観日や公的事業の中止により、利用者数はほぼありませんでしたが、R4は感染症対策を行う中で事業を開始したことにより利用人数が増加しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教材費や行事参加費など、教育・保育施設が保育料に上乗せ徴収を行う際に、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。令和元年10月より開始した「幼児教育保育の無償化」に伴い実施しており、R5まで実績人数は1名で、見込み通りです。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	—	—

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体による特定教育・保育施設等の設置・運営を促進し、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を実施するものです。

新規事業者への情報提供や認可化に向けた支援を行います。

「第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

1. 「子ども・子育て支援事業計画」について

- 「第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」といいます。）は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、市町村は策定が義務となっています。
- 子ども・子育て支援事業計画とは、保育園等の提供体制および地域子ども・子育て支援事業の提供体制について、現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえて「量の見込み」（需要）を設定し、利用定員の整備目標を「確保方策」（供給）として定める計画です。
- また、子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の社会を担う子どものための各種施策の内容や施策目標を定める「市町村行動計画」と一体的に定めることも可能となっています。
- 現行計画である「第2期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」といいます。）では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「市町村行動計画」を一体的に策定しています。また、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付けています。
- 令和7年度より開始となる第3期計画においても、第2期計画と同様、「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村行動計画」「市町村子どもの貧困対策計画」を一体的に策定するものとします。

★第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画の構成イメージ

子ども
・
子育て支援事業計画
第3期宇陀市

▼市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

保護者の希望する保育・教育を提供する体制を確保するために、計画期間中の保育園や幼稚園、認定こども園、地域子育て支援事業の利用人数の見込みや、見込まれた人数を確保するための方策を掲載

▼市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）

地域における子育ての支援、母子の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進などを実現させるための施策を掲載

▼市町村子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）

生活困窮など、世帯が抱える特性によって子どもの学力向上や心身の健全な発達等が妨げられることの内容、教育支援や経済的支援、就労支援などを掲載

2 近年の子育てに関する国の動向

近年の子育て支援に関する制度改革の特徴は、「親子の希望を叶えられること」に加え、「誰一人取り残さないこと」に主眼を置いた取り組みが多くあげられています。

特に、これまでは共働きの推進や待機児童対策など保護者の負担軽減に重点が置かれていたものが、貧困家庭やヤングケアラーへの支援、拡充したサービスの質の確保など、子どもの視点にも立った「子ども自身の幸せを考える」子育て支援が重要視されていることがうかがえます。

■計画策定に関連する近年のトピックス

こども基本法の成立	こども大綱の策定	異次元の少子化対策
<ul style="list-style-type: none"> ●すべての子どもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。 ●当事者となる子どもへの意見聴取が義務となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化。 ●こども大綱の内容を具現化する「こども計画」の策定が努力義務化。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「こども・子育て支援加速化プラン」として、サービス等の量から質へのシフト、全年齢層への切れ目ない支援、社会全体で子育てを応援するための意識改革などが示されている。

※◇子ども・子育て関連・●貧困関連・■子若関連・☆こども基本法関連・▼その他

年 月	法律・制度等
平成 30 年	4月 ◇「子ども・子育て支援法」改正
	6月 ▼「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立
	9月 ◇「新・放課後子ども総合プラン」策定
令和元年	5月 ◇「子ども・子育て支援法」改正
	6月 ●「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正
	11月 ●「子供の貧困対策に関する大綱」決定
令和2年	3月 ◇「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定
	5月 ▼「第4次少子化社会対策大綱」策定
	12月 ▼「全世代型社会保障改革の方針」策定
	◇「新子育て安心プラン」公表
令和3年	4月 ■「子供・若者育成支援推進大綱（第3次）」決定
	5月 ◇「子ども・子育て支援法」及び「児童手当法」改正
	12月 ☆「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」決定
令和4年	12月 ◇「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定
令和5年	3月 ▼「こども・子育て政策の強化について（試案）」公表
	4月 ☆「こども家庭庁」設置／「こども基本法」施行
	秋頃 ☆「こども大綱」決定（予定）

幼児教育・保育無償化
(10月より実施)

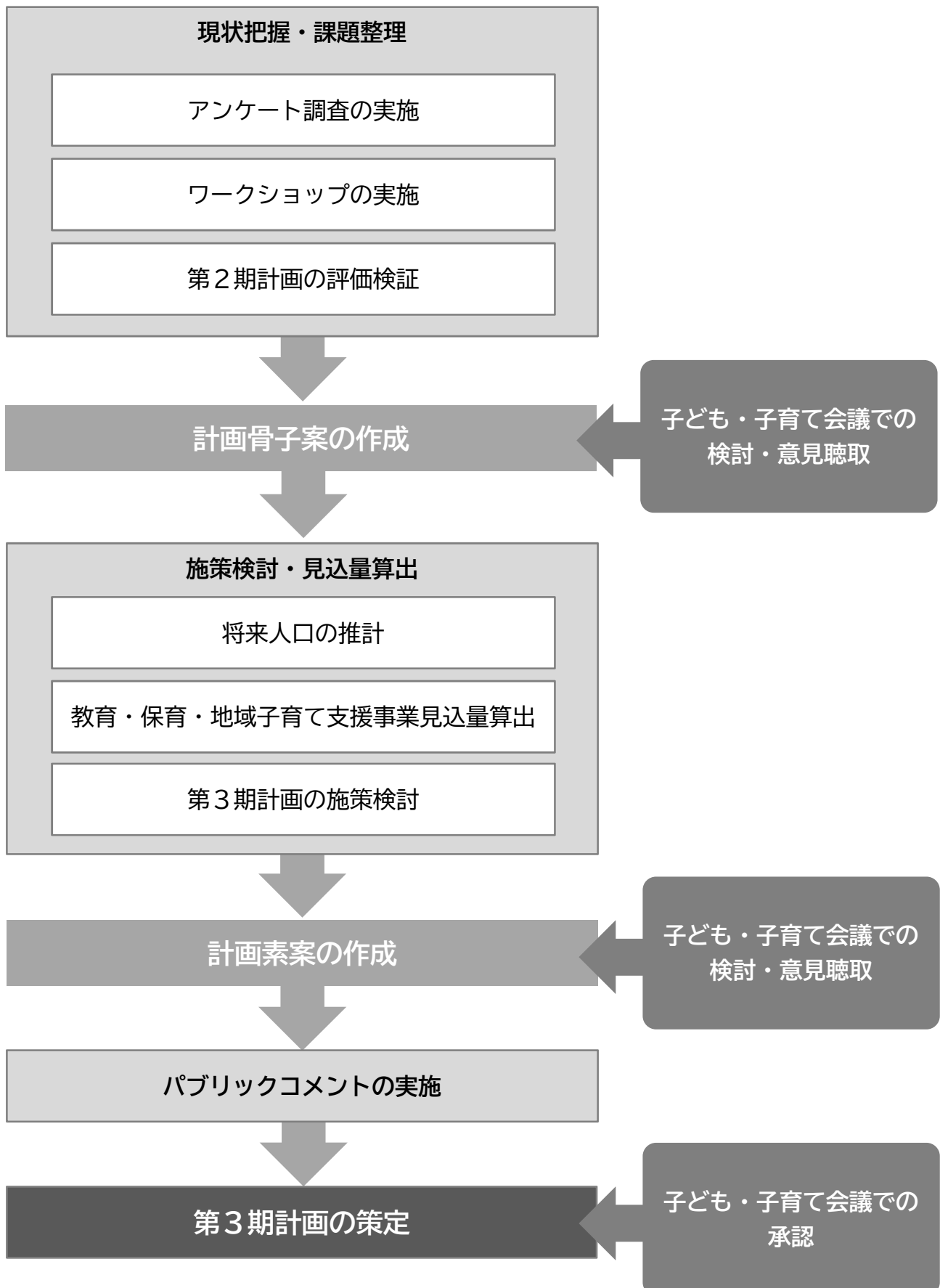
不妊治療、待機児童解消、
男性の育児休業取得など
の少子化対策を提示

“こどもまんなか社会”
の実現へ

少子化社会対策大綱、子供の貧困対策に関する大綱、
子供・若者育成支援推進大綱の3大綱が一本化

3 策定の過程

第3期計画は、以下の過程を通じて策定作業を進めます。詳細な時期については別添資料のスケジュールもご確認ください。



宇陀市 子育てに関するアンケート調査

宇陀市では、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした子ども・子育て支援法に基づく「第2期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画に基づき、子ども・子育て支援に関するさまざまな施策を実施しています。

このたび、計画の見直しにあたり、市民のみなさんが必要とする子ども・子育て支援に関する施策を把握するため、意向調査を実施することとなりました。市内にお住まいの未就学のお子さんがおられる全てのご家庭を対象に、この調査票を送付しております。

調査の結果は統計的に処理し、市の子ども・子育て支援事業施策の推進の目的以外には使用いたしません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和●年●月

宇陀市

記入にあたってのお願い

- ◆アンケートは、宛名のお子さんの保護者の方が、お子さんについてご記入ください。
- ◆今回のアンケート調査の対象は宛名のお子さんです。特に指定がある場合以外は、宛名のお子さんの子育てに関してお答えください。
- ◆設問のことで書きにしがたくなってご回答ください。特にことわりのない場合は次の設問へお進みください。

【お問い合わせ先】

宇陀市役所 健康福祉部 こども未来課

電話：0745-82-2236

1 お住まいの地域について

- 問1 お住まいの校区はどちらですか。(ひとつだけ○)
小学校区がわからない場合は、大字名をご記入ください。

- | | | |
|---------------|-----------|----------|
| 1 大宇陀小学校区 | 2 菟田野小学校区 | 3 榛原小学校区 |
| 4 榛原東小学校区 | 5 榛原西小学校区 | 6 室生小学校区 |
| 7 わからない(大字名：) | | |

2 お子さんご家族の状況について

問2 宛名のお子さんの生年月を教えてください。

平成・令和 ()年 ()月

問3 宛名のお子さんも含めた、お子さんと同居しているご家族ときょうだいの人数について教えてください。(() に数字を記入)

同居している家族の人数 ()人 うち きょうだいの人数 ()人

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。(ひとつだけ○)

1 母親 2 父親 3 その他 ()

問5 この調査票にご回答いただいている方についてお答えください。(ひとつだけ○)

1 配偶者・パートナーがいる 2 配偶者・パートナーはいない

問6 家族構成は、次のどれですか。(ひとつだけ○)

1 両親と子ども 2 両親と子どもと他の同居家族
3 ひとり親と子ども 4 ひとり親と子どもと他の同居家族
5 子どもと親以外の同居家族

問7 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。(ひとつだけ○)

1 父母ともに 2 主に母親 3 主に父親
4 主に祖父母 5 その他 ()

問8 宛名のお子さんのふだんの起床、就寝は何時ですか。(24時間制で記入)

①起床時刻 _____ 時 分 ②就寝時刻 _____ 時 分

問9 宛名のお子さんは、テレビやDVD、動画やゲーム等は1日何時間くらい利用していますか。(ひとつだけ○)

1 全く利用していない 2 1時間まで 3 1～2時間
4 2～3時間 5 3時間以上(具体的な時間: _____ 時間程度)
6 把握していない

問10 宛名のお子さんのテレビやDVD、動画やゲーム等を利用する時間について、あなたは時間制限をしていますか。また、時間制限をしている場合は、何時間を超えた場合に声をかけますか。(ひとつだけ○)

- | |
|--|
| 1 長時間利用しているときは時間制限をしている(声をかけるなど)
→ _____ 時間を超えたら声をかける |
| 2 特に時間制限はしていない |

3 子どもの育ちをめぐる環境について

問11 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に日常的にかかわっている方はどなた(施設)ですか。お子さんからみた関係でお答えください。(あてはまるすべてに○)

- | | | | |
|----------------|-------|----------|-------|
| 1 父母ともに | 2 母親 | 3 父親 | 4 祖父母 |
| 5 認定こども園 | 6 幼稚園 | 7 保育所(園) | |
| 9 その他(_____) | | | |

問12 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(あてはまるすべてに○)

- | |
|-----------------------------------|
| 1 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる |
| 2 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる |
| 3 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる |
| 4 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる |
| 5 いずれもない |

問13 宛名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる場所はありますか。(ひとつだけ○)

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

問14 問15で「1 ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる場所はどこですか。(あてはまるすべてに○)

- | | | |
|-----------------|----------------|-------------|
| 1 祖父母などの親族 | 2 友人や知人 | 3 近所の人 |
| 4 子育て支援センター | 5 保健センター | 6 保育所(園) |
| 7 幼稚園 | 8 認定こども園 | 9 民生委員・児童委員 |
| 10 かかりつけの医師 | 11 市役所の子育て関連窓口 | |
| 12 その他(_____) | | |

4 保護者の就労状況について

問15 宛名のお子さんの保護者・養育者の就労状況（自営業、家族従事者含む）について、
①現在の状況と、②今後の就労希望をお答えください。（産休・育休・介護休業中の方は休業前の就労状況をお答えください。）（母親と父親のうち、あてはまる方についてそれぞれひとつだけ選択）

		就労状況・就労希望			
		a. フルタイム 【週5日・1日8時間程度】	b. パート・アルバイト 【月64時間以上】	c. パート・アルバイト 【月64時間未満】	d. 専業主婦（夫） または就労していない
①現在の状況	母親	1	2	3	4
	父親	1	2	3	4
②今後の就労希望	母親	1	2	3	4
	父親	1	2	3	4

5 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

問16 お子さんは現在、幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していますか。（ひとつだけ○）

- | | |
|----------|-----------|
| 1 利用している | 2 利用していない |
|----------|-----------|

問17 問16で「1 利用している」に○をつけた方にうかがいます。お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。（あてはまるすべてに○）

- | |
|--|
| 1 幼稚園 |
| 2 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ） |
| 3 公立保育所（園） |
| 4 私立保育所（園） |
| 5 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設） |
| 6 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設） |
| 7 その他の認可外の保育施設 |
| 8 ファミリー・サポート・センター（育児の援助を受けたい人と育児の援助をしたい人が登録し会員同士が有料で援助し合う組織） |
| 9 その他（ ） |

6 休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用について

問21 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。（①と②のそれぞれひとつだけ○）

①土曜日	1 利用する 必要はない	2 ほぼ毎週 利用したい	3 月に1～2回は 利用したい
②日曜日・祝日	1 利用する 必要はない	2 ほぼ毎週 利用したい	3 月に1～2回は 利用したい

問22 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。お子さんについて、夏休み・冬休みなど長期休暇中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。（ひとつだけ○）

1 利用する必要はない	2 休みの期間中、ほぼ毎日使いたい
3 休みの期間中、週に数日利用したい	

7 病気の際の対応について

問23 問16で「1 利用している」に○をつけた方にうかがいます。この1年間に、お子さんが病気やケガで平日の定期的な教育・保育の事業通常の事業が利用できなかったことはありますか。（ひとつだけ○）

1 あった	2 なかった
-------	--------

問24 問23で「1 あった」に○をつけた方にうかがいます。お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法を教えてください。（あてはまるすべてに○）

1 父親が休んだ
2 母親が休んだ
3 （同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった
4 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた
5 病後児の保育を利用した
6 ベビーシッターを利用した
7 仕方なく子どもだけで留守番をさせた
8 その他（ ）

問25 問 24 で「1 父親が休んだ」「2 母親が休んだ」のいずれかに回答した方にうかがいます。その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。(ひとつだけ○)

- 1 できれば病児保育施設等（病気にかかっているお子さんを預かる）を利用したい
- 2 できれば病後児保育施設等（病気の回復期のお子さんを預かる）を利用したい
- 3 利用したいとは思わない

問26 問 25 で「1 できれば病児保育施設等（病気にかかっているお子さんを預かる）を利用したい」「2 できれば病後児保育施設等（病気の回復期のお子さんを預かる）を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。(あてはまるすべてに○)

- 1 幼稚園・保育所（園）等で子どもを預かる事業
- 2 小児科に併設した施設で子どもを預かる事業
- 3 子育て支援センター等で子どもを預かる事業
- 4 地域住民が子育て家庭の身近な場所で預かる事業（ファミリー・サポート・センター等）
- 5 その他（ ）

問27 問 25 で「3 利用したいとは思わない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由は何ですか。(あてはまるすべてに○)

- 1 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安
- 2 地域の事業の質に不安がある
- 3 地域の事業の利便性（立地や利用可能時間日数など）がよくない
- 4 利用料がかかる・高い
- 5 利用料がわからない
- 6 親が仕事を休んで対応する
- 7 預け先の様子(スタッフ・雰囲気等)についてよく知らないので不安
- 8 その他（ ）

8

不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

問28 お子さんについて、日中の定期的な保育やお子さんの病気のため以外に、私用、親の通院、冠婚葬祭、不定期な就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。(あてはまるすべてに○)

- | | |
|---|---|
| 1 | 一時預かり（私用など理由を問わずに保育所（園）などで一時的に子どもを保育する事業） |
| 2 | 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ） |
| 3 | ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業） |
| 4 | 夜間養護等事業（親の仕事等で平日の夜間・休日に養育が困難となった児童を養育する事業） |
| 5 | ベビーシッター |
| 6 | その他（ <input type="text"/> ） |
| 7 | 利用していない |

問29 お子さんについて、私用、親の通院、冠婚葬祭、不定期の就労等の目的で、事業を利用する必要があると思いますか。(ひとつだけ○)

- | | | | |
|---|-----------|---|-----------|
| 1 | 利用する必要がある | 2 | 利用する必要はない |
|---|-----------|---|-----------|

問30 問29で「1 利用する必要がある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんを預ける場合、下記のいずれの事業が望ましいと思われるですか。(あてはまるすべてに○)

- | | |
|---|---|
| 1 | 一時預かり（私用など理由を問わずに保育所（園）などで一時的に子どもを保育する事業） |
| 2 | 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ） |
| 3 | ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業） |
| 4 | 夜間養護等事業（親の仕事等で平日の夜間・休日に養育が困難となった児童を養育する事業） |
| 5 | ベビーシッター |
| 6 | 託児サービス（子育て支援センター等で理由を問わず、児童を預かる） |
| 7 | その他（ <input type="text"/> ） |

問31 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか。(ひとつだけ○)

- | | | | |
|---|-----|---|------|
| 1 | あった | 2 | なかった |
|---|-----|---|------|

9 地域子育て支援事業の利用状況について

問32 現在、子育て支援センター「すくすく」を利用されていますか。(就学前のお子さんやその保護者の方に、子育ての情報提供や育児不安などの相談・支援を行っています)(ひとつだけ○)

1 利用している	2 利用していない
----------	-----------

問33 問32で「1 利用している」と答えた方にうかがいます。子育て支援センターについての満足度をお聞かせください。(ひとつだけ○)

満足度が低い ←————→ 満足度が高い

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

問34 子育て支援センターについて、今は利用していないができれば利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。(ひとつだけ○)

1 利用していないが、今後利用したい
2 すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
3 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問35 下記事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。(①～⑥の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○)

	A 知っている		B 利用したことがある		C 今後利用したい	
① 妊産婦交流会、育児教室、親子教室	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
② 産後ケア事業 (助産師等による産後の体調管理や育児支援等)	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
③ 子育て世帯訪問支援事業 (家事・育児不安を抱えた子育て家庭の家事・育児支援)	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
④ こども食堂	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑤ 子育ての情報提供・相談事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑥ 教育相談(発達・子育てについて親や教職員の悩み相談)	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ

10 小学校での放課後の過ごし方について

問36 宛名のお子さんが低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）になった時、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（①、②のそれぞれについて、あてはまるすべてに○）

①低学年	1 自宅 3 習い事・スポーツクラブなど 5 学童保育 7 子ども第三の居場所※	2 祖父母宅や友人・知人宅 4 児童館 6 ファミリー・サポート・センター 8 その他（ ）
②高学年	1 自宅 3 習い事・スポーツクラブなど 5 学童保育 7 子ども第三の居場所※	2 祖父母宅や友人・知人宅 4 児童館 6 ファミリー・サポート・センター 8 その他（ ）

※家庭や学校以外の子どもが安心できる居場所として学習・食事・基本的な生活習慣の形成などの支援をおこなっています

問37 問36の①または②で「5 学童保育」に○をつけた方にうかがいます。お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、学童保育の利用希望はありますか。（①、②のそれぞれについて、ひとつだけ○）

①土曜日	1 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3 利用する必要はない
②日曜日・祝日	1 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3 利用する必要はない

問38 お子さんについて、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の学童保育の利用希望はありますか。（ひとつだけ○）

1 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3 利用する必要はない

11

育児休業など職場の両立支援制度について

問39 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

(①、②のそれぞれについて、ひとつだけ○)

①父親	1 働いていなかった 2 取得した(取得中である) 3 取得していない
②母親	1 働いていなかった 2 取得した(取得中である) 3 取得していない

問40 問39の①または②で「3 取得していない」に○をつけた方にうかがいます。取得していない理由について教えてください。(①、②のそれぞれについて、あてはまるすべてに○)

	①父親	②母親
1 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	1	1
2 仕事が忙しかった	2	2
3 (産休後に) 仕事に早く復帰したかった	3	3
4 仕事に戻るのが難しそうだった	4	4
5 昇給・昇格などが遅れそうだった	5	5
6 収入減となり、経済的に苦しくなる	6	6
7 保育所(園)などに預けることができた	7	7
8 配偶者が育児休業制度を利用した	8	8
9 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど制度を利用する必要がなかった	9	9
10 子育てや家事に専念するために退職した	10	10
11 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	11	11
12 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	12	12
13 育児休業を取得できることを知らなかった	13	13
14 出産前後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	14	14
15 その他()	15	15

12 子育てについてのイメージや子育ての不安などについて

問41 あなたは、子育てについてどのように感じられますか。(ひとつだけ○)

- 1 子育てに喜びや楽しみを感じる
- 2 子育てを楽しんでいるが不安や負担も同じくらい感じる
- 3 子育てに強い不安や負担を感じる
- 4 その他 ()
- 5 わからない

問42 あなたは、子育てをする上でどのような不安や負担、悩みをもっていますか。(あてはまるすべてに○)

- 1 自分の時間がとれず、自由がない
- 2 子どもがいるために、自分の楽しみを奪われているように感じる
- 3 子育てにおわれ、社会から孤立するようになる
- 4 子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい
- 5 子育ては親の責任をいわれ、不安と負担を感じる
- 6 夫婦あるいは家庭の間で子育てについての考えが違う
- 7 配偶者の子育てへのかかわりが少ない
- 8 子どもとのふれあいが十分できない
- 9 子どものしつけがわからない
- 10 子どもを邪魔に感じる時がある
- 11 近所に子どもの遊び友達がいない
- 12 子どもの健康、性格や癖などについて心配である
- 13 子どもの教育やいじめが心配である
- 14 子どもに関する犯罪や事故が増加しており、地域の治安に不安がある
- 15 子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる
- 16 その他 ()

問43 子育て（教育を含む）をする上で、周囲の身近な人からどのようなサポートがあればよいと思いますか。（3つまで○）

- 1 近所の人にちょっとした頼みごとをお願いできるとよい
- 2 子どもを連れているときに、少しでも声をかけてもらいたい
- 3 ベビーカーや荷物などで移動が大変なときに手助けして欲しい
- 4 電車やバスなど交通機関や飲食店などで、子どもを連れていることを理解して欲しい
- 5 子どもの問題行動や子どもが迷惑行為をした場合は、遠慮なく教えて欲しい
- 6 屋外で子どもがひとりのとき（側に保護者がいないとき）に、危なくないか少し気にかけて欲しい
- 7 育児休業の取得に対して、職場の人に理解して欲しい
（育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくり）
- 8 子どもの病気・園行事などで仕事を休むことを理解して欲しい
（休暇をとりやすい雰囲気づくり）
- 9 子育てに関する悩みを聞いてほしい
- 10 その他（）
- 11 特になし

13

あなた自身のことやご家庭のことについて

問44 あなたの現在の健康状態について教えてください。(ひとつだけ○)

1 とてもよい	2 まあまあよい	3 普通
4 あまりよくない	5 よくない	

問45 日々の中で以下のことを感じたことはありますか。(①～⑥のそれぞれについて、ひとつだけ○)

	まったく ない	少しだけ ある	時々ある	よくある	いつもある
①ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じることもある	1	2	3	4	5
②絶望的だと感じることもある	1	2	3	4	5
③そわそわ落ち着かなく感じることもある	1	2	3	4	5
④気分が沈み、気が晴れないように感じることもある	1	2	3	4	5
⑤何をすることも面倒だと感じることもある	1	2	3	4	5
⑥自分は価値のない人間だと感じることもある	1	2	3	4	5

問46 ご家庭ではどれくらい、日本語以外の言語を使用していますか。(ひとつだけ○)

1 日本語のみを使用している
2 日本語以外の言語も使用しているが、日本語の方が多い
3 日本語以外の言語を使うことが多い

問47 現在の暮らしの経済状況をどのように感じていますか。(ひとつだけ○)

1 大変ゆとりがある	2 ややゆとりがある
3 普通	4 やや苦しい
5 大変苦しい	

問48 昨年1年間（令和4年1月1日～令和4年12月31日の）世帯全体のおおよその年間収入(税込)はいくらですか。（ひとつだけ○）

※一緒に生活する世帯全員の合計を教えてください。1年間の収入がわからないときは、1ヶ月分の収入を12倍するなどして、1年分のおおよその金額を計算して回答してください。

※収入には、働いて得た給料や賞与（ボーナス）、商売や農林漁業などの事業で得た所得（売り上げから原材料費や経費を差し引いた利益）、預貯金の利子や家賃収入、年金・生活保護・児童手当・児童扶養手当などの社会保障給付金、養育費や離れて暮らす家族からの仕送り、各種祝い金などが含まれます。ただし、各種の借入金には含めません。

1 50万円未満	2 50～100万円未満	3 100～150万円未満
4 100～200万円未満	5 200～250万円未満	6 250～300万円未満
7 300～350万円未満	8 350～400万円未満	9 400～450万円未満
10 450～500万円未満	11 500～600万円未満	12 600～700万円未満
13 700～800万円未満	14 800～900万円未満	15 900～1000万円未満
16 1000万円以上	17 わからない	

14 子育て支援全般について

問49 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について教えてください。（ひとつだけ○）



問50 市の子育て支援サービスについての情報を何によって入手していますか。（あてはまるすべてに○）

1 広報紙	2 市のホームページ
3 子育て情報誌「すくすく」（市ホームページに掲載または冊子）	
4 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校	
5 保健センターなど市の施設	6 担当部署に問合せまたは直接来所
7 友人・知人	8 その他（ ）

問51 子育て支援にはどのような施設やサービスが有効だと思われますか。(あてはまるすべてに○)

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1 遊び場（屋内） | 2 遊び場（屋外・公園など） |
| 3 小児科などの医療機関の充実 | 4 子どもの健康・発達相談 |
| 5 親子交流・子育て家族の交流の場 | 6 育児の情報提供・悩み相談 |
| 7 リフレッシュのために子どもを預かってくれる託児サービスの充実 | |
| 8 緊急時子どもを預かってくれる施設（平日夜間・休日や泊りがけに対応） | |
| 9 子どもが家庭・学校以外で安心できる居場所づくり（生活支援・学習支援） | |
| 10 こども食堂などの生活支援 | |
| 11 男性の家事・育児参画の促進 | |
| 12 子どもを預かってくれる保育所（園）の利便性 | |
| 13 保育所（園）・幼稚園・小学校などの通園・通学の利便性 | |
| 14 子どもの生活や就学にかかる費用の軽減 | |
| 15 その他（ | ） |
| 16 特になし | |

問52 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

ご協力いただきありがとうございました。
切手は貼らずに同封の封筒に入れ、ご投函ください。

第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画策定業務 年間スケジュール (11/27時点)

	令和5年度												令和6年度							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	①アンケート調査																			
設問設計																				
印刷期間																				
調査期間																				
データ入力・集計																				
分析・報告書作成																				
②現行計画の評価検証																				
評価シート作成																				
関係課シート記入期間																				
シート取りまとめ																				
③ワークショップ																				
ワークショップ企画																				
ワークショップ実施																				
ワークショップ結果まとめ																				
④計画作成																				
骨子案作成																				
素案作成																				
原案作成																				
概要版作成																				
⑤事業量算出																				
人口推計																				
事業量算出																				
⑥会議等																				
庁内会議																				
子ども・子育て会議																				
パブリックコメント																				

宇陀市立榛原地域就学前施設こども家庭センター建設について

1. 建設の目的

就学前教育・保育の充実を目指し、市立保育園と市立幼稚園を「幼保連携型認定こども園」に移行することを目標に掲げる中で、施設の老朽化が課題である榛原北保育園と榛原幼稚園、榛原東幼稚園の統合園舎整備に向け、保護者や園児、関係者のニーズに応じた施設、園児の健やかな育ちと成長が促せる施設、宇陀市の特色を活かした施設を整備することを目的としています。

また、少子化の背景の一つとして、核家族化、地域の人間関係の希薄化による子育て家庭の孤立化があげられており、子育てに対する孤立感を解消することが求められています。妊娠期から出産・子育て期を切れ目なく支援するため、妊産婦・子どもの相談支援・子育て家庭の交流・地域の子育て支援等を目的として、こども家庭センターを同施設へ設置します。

2. 既存施設の状況

対象施設はいずれも築40年以上経過しており、老朽化に伴う雨漏りなど、施設管理や運用に困難が生じています。また、榛原北保育園には専用駐車スペースが少なく、送迎ピーク時に敷地内や周辺が混雑する状況となっており、安全面からも改善すべき点があります。

	榛原幼稚園	榛原東幼稚園	榛原北保育園
施設名			
住所	榛原萩原 2254	榛原天満台西 2-5	榛原萩原 2078
認可定員	210名	280名	100名
敷地面積	3,816㎡	3,282㎡	2,772㎡
建築面積	731㎡	888㎡	594㎡
延床面積	1,036㎡	1,268㎡	913㎡
開園年月	昭和53年10月	昭和55年6月	昭和55年4月

3. 建設場所の選定

(1) 建設場所の選定

女性の就業率が向上し、共働き家庭が増える中で、子どもを安心して預けられる教育・保育施設を確保することは重要です。また、子育て家庭の働き方、環境や価値観も様々であり、ニーズも多様化しています。このため、多様な働き方にあわせて柔軟に利用でき、宇陀市の特色を活かした施設を実現できる環境を基本に、次のとおり建設場所を選定しました。

建設場所は、現在未利用の旧奈良県東部農林振興事務所と隣接する個人所有地を敷地とするものです。この土地は、園舎や園庭等に必要な面積が確保でき、送迎時の交通集中に対応できる道路幅員と園行事等に使用する駐車場も周辺にある等、利用者にとって利便性の高い候補地です。

特に、宇陀市立地適正化計画において都市機能誘導区域内に位置し、誘導施設のひとつである認定こども園を整備することで、福祉と利便性の向上が期待出来ます。また、「近鉄榛原駅周辺地区まちづくり基本計画」と併せて取り組むことにより、駅周辺地区におけるまちづくりの活性化につながる可能性を秘めています。未来を担う子どもたちの心身ともに健やかな育ちの場となり、まちづくりにも魅力がある場所として「市役所近接地」を建設場所として選定しました。

(2) 立地適正化計画

持続可能な都市構造への再編を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が作成する計画です。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導するものです。計画に位置づけた誘導施設（こども園等）の整備には、国の財政支援（都市構造再編集中支援事業）等を受け取ることが出来ます。

宇陀市では、令和元年7月に宇陀市立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域を以下の抽出により設定しました。

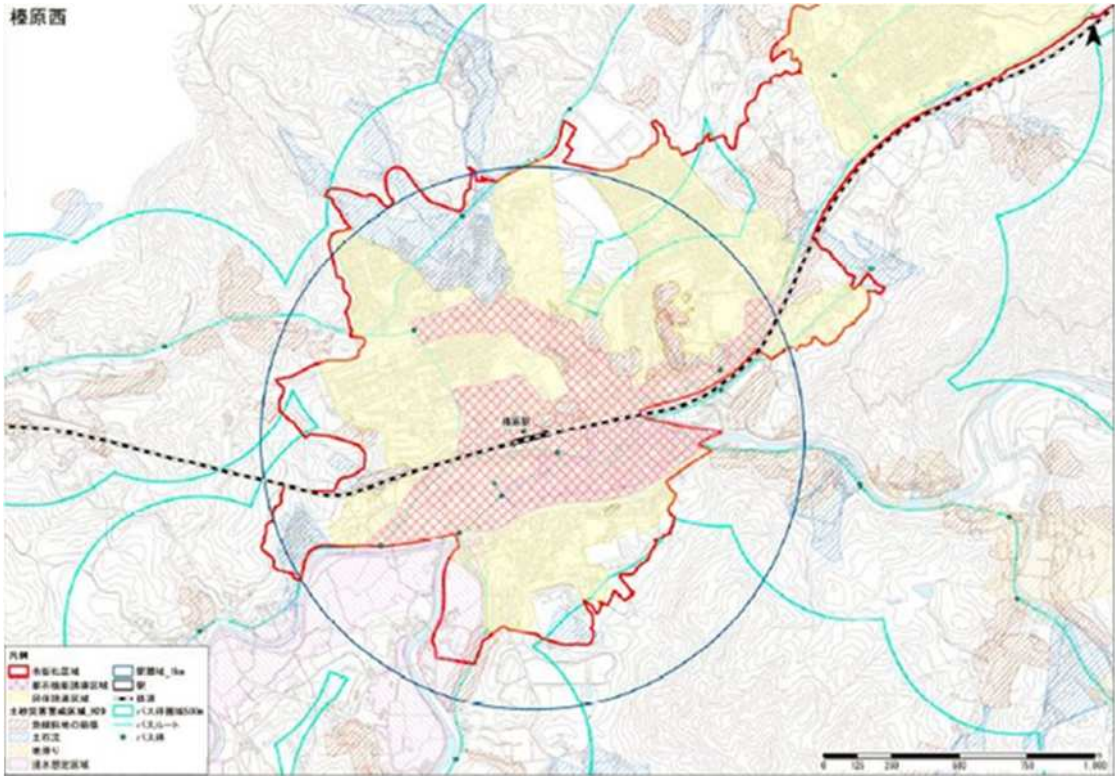
【都市機能誘導区域の設定方針】

都市機能誘導区域の設定

○市内各地からの公共交通によるアクセスの利便性が高く、現時点で生活サービス施設が集積し、都市機能がある程度充実している区域

都市機能誘導区域の規模

○基幹公共交通の近鉄榛原駅から半径約1,000m圏域を目安とし、既存の土地利用等を勘案して区域を設定



(3) 建設場所の位置・景観



4. こども園整備の基本的な考え方

こどもの育ちと子育て「教育・保育」の支援拠点 地域全体で子ども達を育む環境の拠点

新しいこども園の整備にあたっては以下の方針に基づいて、教育・保育サービスの提供、施設の整備を図っていきます。

○多様な教育・保育サービスの提供と手厚い子育て支援

こども園として、質の高い幼児期の教育と保育の総合的な提供、子育て相談の場や親子の交流の場を設けるなど、地域に根付いた子育て支援の充実を図ります。

○安全・安心な施設整備

新しいこども園は、子どもたちが日々の生活や遊びを安全に、安心しておくれるように、十分に配慮した施設整備、備品の配置等を行います。

○多くの人の利用に配慮した人にやさしい施設の整備

新しいこども園は、バリアフリーを基本として、子どもや職員だけでなく、保護者や来訪者など、あらゆる人にとって利用を配慮した整備を行います。

○環境にやさしい施設整備

新しいこども園は、省資源、省エネルギー等、できる限り環境にやさしい施設整備を目指します。

○教育・保育に係る関係機関の連携

幼小中の円滑な接続を図り、発達に応じた学びを通して「生きる力」を着実に育む観点から幼小中連携を推進します。

5. こども家庭センターの整備について

近年は核家族化が進み、親などと距離的に離れて妊娠・出産する家庭の増加や、心理的・社会的背景から家族から支援を得られない妊産婦が増えています。また、若年妊婦や経済困窮家庭、地域関係の希薄化などによる子育て家庭の不安感や負担感の増大、事情により子育てが困難となり児童虐待にいたるケースも発生しています。

こういった状況の中、母子保健法および児童福祉法の改正により「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の整備がそれぞれ規定されました。国の方針として、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることが望まれています。

宇陀市では、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもが気軽に相談できる相談支援機関であるとともに、子どもの健やかな成長を切れ目なく支える子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点として、こども家庭センターを設置します。

◎運営体制について

すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへのサポート体制として、子育て世代包括支援センター(母子型)と地域子育て支援拠点(基幹型)及び子ども家庭総合支援拠点の機能(家庭児童相談員)を併せ持つ組織として編成します。

○支援の対象者

宇陀市民で18歳未満のすべての子どもとその家庭及び妊産婦

○開設日時

祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 (8時30分～17時15分)

○組織の役割

子育て支援部門

子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業や、地域の子育て力の育成、子育て支援につながる活動の後押し等、すべての市民が安心して出産・子育てできる「地域づくり」を行います。

■主な業務

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

託児

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かるサービス

ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡、調整業務

母子保健事業部門

妊産婦の健康支援、乳幼児の健康診査といった母子保健事業にあわせて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

■主な業務

母子保健事業

母と子どもの心身の健康を守り、次の世代を担う子どもを健全に育てるとともに、保健の向上を図るため、母と子どもに対する保健相談、健康診査、健康調査、健康教育などを実施する事業

不妊治療・不育症治療費助成事業

宇陀市の独自の事業として、不妊や不育症に悩む夫婦を対象に、不妊治療や不育症治療費用の一部を助成する事業

妊娠届

妊娠届提出時の母子健康手帳の交付・妊婦健康診査受診料補助券の交付・妊婦歯科健康診査票の交付・子育てプランシートの作成業務ほか

発達相談・支援

乳幼児健康診査等を通じて把握された精神発達上の問題を持つ幼児を対象に、個々の状況に応じて心理士による助言・指導のほか、障がいの早期発見と適切な療育への処遇を目的として実施


6. 事業スケジュール

令和5年度中に事業者選定を行い、設計作業に着手します。既存施設の解体は基本設計と並行して実施し、解体後に建設工事に着手、令和8年4月の開園を目指します。

年 度	内 容
令和5年度	入札・(基本設計・実施設計) 業者選定 基本設計、解体設計
令和6年度	実施設計 解体工事・造成工事 開発、建築確認等申請
令和7年度	建築工事 開園準備、備品搬入、引越
令和8年度	榛原地域就学前施設・こども家庭センター開設(令和8年4月)



2023『子ども第三の居場所』 宇陀ほっとスペース 「つどい」

開設に至る経緯	特色
家庭や学校に不安や困難を抱える児童の増加 (R4年度約80名)  悩みを抱える子どもたちが安心して過ごせる“居場所”が必要	子ども家庭総合支援拠点事業の一環として、福祉関係課、学校、教育委員会等関係する機関とネットワークを組み、連携して実施

奈良県宇陀市では、今年5月に大和育成園を拠点とした居場所事業「ほっとスペース つどい」をオープンしました。令和6年度には、大和育成園敷地内に新たな居場所事業の拠点を設立し、教育支援センター「はばたき」とともに、宇陀市の子どもたちが安心して過ごせる場所を提供します。

1.事業の目的

家庭や学校にさまざまな困難を抱える子どもが安心して過ごせる居場所として、子ども一人ひとりのニーズに合わせた支援を実施し、子どもの将来の自立につなげます。

2.活動の内容案

- ・児童への食事提供、基本的な生活習慣の形成支援
- ・児童の学習支援、運動機能の向上
- ・長期休業中の居場所提供、学習支援
- ・課外活動、体験事業、交流イベント等の開催を通して社会性を取得する機会を提供

3.利用時間等案

- ・火曜日～金曜日 午後2時～午後8時
 - ・土曜日 午前9時～午後8時
- ※参加費：夕食代200円 課外活動時500円未満
 ※年末年始及び園の状況により休業

4.利用対象児童等

家庭や学校にさまざまな困難や課題を抱える、宇陀市に在住する小学生・中学生
 定員20名
 (※1日の利用：15名を予定)

R6年度事業概要 (案)

場所：宇陀市榛原萩原1758番地 社会福祉法人 大和育成園 敷地内
 運営形態：市委託 (常設ケアモデル)
 スタッフ：拠点マネージャー (常勤) 1名 補助スタッフ 3名

子ども第三の居場所 完成予想図



宇陀市こども未来課
 TEL:0745-82-2236

